



第 301 号



- 全産廃連 「廃棄物処理法の見直しに関する意見聴取」への回答概要
- 全産廃連 「産業廃棄物処理業界の今後の方向性に関するアンケート」調査結果概要
- 政府広報 今年の10月からあなたにもマイナンバーが通知されます
- 女性部だより 武藏野大学訪問



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。

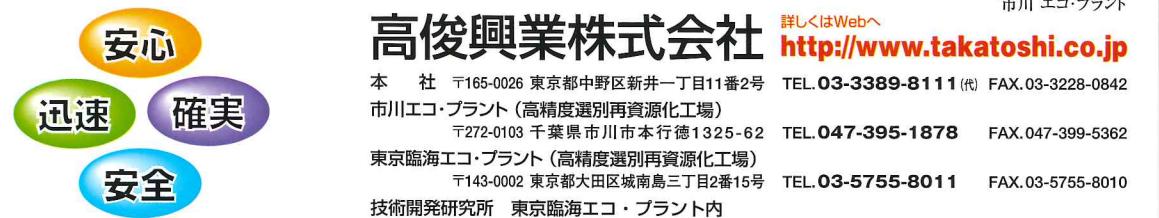
廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



〈目次〉

とうきょうさんぱい

第301号

全産廃連「廃棄物処理法の見直しに関する意見聴取」への回答概要

[政府広報]

今年の10月から あなたにもマイナンバーが通知されます

全産廃連「産業廃棄物処理業界の今後の方向性に関するアンケート」調査結果の概要

[女性部だより]

武蔵野大学 訪問 ～環境教育チーム報告～

委員会報告 (中間処理委員会〈破碎・圧縮分科会〉、建設廃棄物委員会、青年部、医療廃棄物委員会)	14
新入会員紹介	15
会員企業紹介 総合リサイクルのパイオニア 有明興業株式会社	16
講師余談・古代史散歩	18
投稿・TTT会 泉リーダー追悼・想い出の地 温海大会報告	20
身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part90	21
会員情報	22
協会の主な今後の日程	23
よろず相談 (法律・廃棄物処理法違反と刑事処分 (その1))	24
事務局だより・編集後記	28
表紙の言葉	13

全産廃連「廃棄物処理法の見直しに関する意見聴取」への回答概要

全国産業廃棄物連合会は、本年4月に開催された法制度対策委員会において、次期の廃棄物処理法改正についての検討を始めることが確認された。この方針を受け、全産廃連より廃棄物処理法の見直しに関する意見聴取の依頼があったため、当協会では、当協会法制度検討委員会を中心に必要な検討を行い、意見としてまとめ7月1日付けで回答した。その概要を以下に紹介します。

(誌面の都合上、全産廃連提出原稿を一部編集 塩沢 美樹)

1. 廃棄物処理法の許可制度等に関する意見

●業の許可について

提言

収集運搬業については、前回の法改正において政令市単位から都道府県単位に改善され、事務効率が向上されたところである。次のステップとして、道州制を単位とするような、業の許可が認められる範囲をより広域化したものとされるよう検討をお願いしたい。具体的には、本店所在地の管轄自治体の許可があれば、都道府県単位より広域な範囲で許可の効力を認めていただきたい。ただし、新規の大手の参入が防止されるような工夫をご検討いただきたい。

理由及び説明

現在、収集運搬車は異なる許可主体（各都道府県、政令市等）すべての許可証を携行しており、その数は50前後となることもある。事務効率のさらなる向上と、収集運搬車の許可証携行の効率化を図りたい。

●処理施設設置許可（施設の変更、生活環境影響調査等）について

提言

法第15条の2の6第1項の許可（変更許可）について、環境省通知（平成26年6月23日付環廃発第14062313号）では、「例えば、設置許可を受けた破碎施設については破碎機を入れ替える場合、設置者は変更許可を受けなければならないが、当該変更許可の申請にあたっては、申請書に記載した法第15条第2項第2号から第7号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条第1項の許可に係る当該事項と同一である場合は、生活環境影響調査書の添付は不要となる」としているが、通知でいう「当該事項と同一」を「当該事項と同等」に変更していただきたい。また、「同等」と文言を改めたうえで、「同等」の解釈を明確にしていただきたい。

理由及び説明

例えば10年前に購入した破碎機を買い替える場合など、同じメーカー、同じ性能の破碎機であっても、型番が異なることにより「同一」とみなされないおそれがある。「同一」ではなくとも「同等」であれば生活環境影響調査書の添付を不要としてほしい。

●優良産廃処理業者認定制度について

提言

優良産廃処理業者認定制度の審査基準をより厳しいものとする一方、審査項目については「優良産廃処理業者」であると認められるために真に必要な項目であるか見直しを行っていただきたい。

理由及び説明

本制度は、排出事業者に業者選択の基準を示すと同時に、処理業者にとっては他の処理業者との差別化を図るというメリットがある。法の基準に上乗せした基準を満たす場合に限って優良処理業者であることを認定するのであり、優良認定のための基準を厳しくしても、既存の業者の地位を不当に害することにはならない。そこで、優良産廃処理業者の基準については厳しくしてほしい。しかし、審査項目の中には、財務諸表の公開など、「優良な処理業者」と判断するために必ずしも必要でないと思われる項目が見受けられるため、「優良な処理業者」とは何か、その認定のために必要な項目が何であるかについて、見直してほしい。

●欠格要件

提言

業に関わらない法令違反行為（例えば業務とは関わらない私生活上の道路交通法違反等）については欠格要件から除外するなど、適正処理とは関わらない欠格要件を見直していただきたい。

理由及び説明

適正処理の維持・促進の必要性は否定しないが、業に関わらない役員の私生活上の法令違反行為によって法人をも欠格要件とし、結果として従業員やその家族までもが責任を負うことになるのは、制度として疑問が残る。

法令違反行為を犯した役員が責任を取るのは当然であるが、役員の欠格要件については、その波及効果の甚大性から再度見直しを行ってほしい。

その他、許可等に関する事項について

●「中間処理」の「選別」について

提言

「中間処理」の意味・目的を明確化し、また、「選別」という許可項目を新設していただきたい。

理由及び説明

「選別」を行うことにより、再使用・再生利用が可能となるケースが多々存在する。ところが、手選別を「中間処理」として認めない自治体がある。その場合、本来再使用できる廃棄物についても「破碎」等の「処理」を行わざるを得ず、これは資源を無駄にするばかりか、法の謳う廃棄物の排出抑制理念にも反する事態である。そこで、「中間処理」を「適切な選別・分別行為により再使用・再利用に適したものとする行為」であることを明確にし、機械選別だけでなく手選別についても「中間処理」として認めるとともに、自治体ごとの区々の取り扱いを避けるために「選別」という許可項目を設け、適正な処理行為であることを明確にしてほしい。

●「多頻度少量廃棄物のマニフェストの運用」について

提言

1台の車両で多数の排出事業者の少量廃棄物を回収している場合、廃棄物の排出の際に一か月や一週間を単位としてマニフェストを発行することを認めていただきたい。あるいは、1回の排出量と廃棄物の種類を記載した日報等をマニフェストの代用として認めていただきたい。

理由及び説明

各排出事業者から排出される廃棄物の量が0.5kgずつといったケースがあり、排出の都度、マニフェストを発行するのは非常に煩雑である。

●「ビル管理会社が排出事業者となることの可否」について

提言

複数のテナントが入居しているビルにおいて、ビル管理会社がテナントの廃棄物をも管理している場合においては、各テナントに排出事業者責任を残した上で、管理会社が廃棄物処理委託契約を締結することを認める方策をご検討いただきたい。

理由及び説明

上記のようなビルにおいては、管理会社がマニフェストを発行できることが認められている。事務処理の便宜を図るため、管理会社が契約書を締結できるようにしてほしい。

●再資源化率の向上のために「再生委託」を加えることについて

提言

現在、「再委託」行為については原則禁止だが、適正に分別されて専ら再資源化に供される場合の再委託については「再生委託」として区分し、認めていただきたい。

理由及び説明

廃棄物の再資源化にあたり、中間処理の工程を経ることなく、廃棄物の素材を保ったままでの搬入を再資源化工場（二次処理先）から求められるケースが多いのが実態である。この場合、「再委託」を再資源化率の向上・推進の観点から積極的に採用し、「再生委託」として区分のうえ、適用を認めることが必要と考える。

2. 排出事業者責任に関する意見

●排出事業者処理責任として強化すべき事項

提言

廃棄物処理法12条7項に規定する排出事業者の「処理状況確認等の努力義務」を見直し「義務化」していただきたい。ただし、優良産廃処理業者認定業者に対して委託を行った場合には、処理状況確認義務を免除するとして、排出事業者処理責任の強化とともに、優良産廃処理業者認定制度へのインセンティブを付与していただきたい。

理由及び説明

排出事業者処理責任の原則は、法で明記されているにもかかわらず、排出事業者に十分に浸透されているとは言い難い状況である。これを明確に意識させるためには「努力」ではなく「義務化」が必要である。一方、優良産廃処理業者認定制度では、排出事業者が認定業者に委託している場合は「処理状況を公表情報により間接的に確認が可能」とされており、排出事業者の負担軽減もメリットのひとつである。

排出事業者処理責任の原則を推し進め、同時に優良産廃処理業者認定制度にインセンティブを与え、より一層の適正処理を促進するため、排出事業者の処理状況確認等の義務化と優良産廃業者に委託した場合の業務の免除を抱き合わせて導入してほしい。

3. 地方ルールに関する意見

●許可申請における事前協議等の規制措置について

提言

事前協議手続が任意の手続であることを明確にするとともに、許可申請を行った際の標準処理期間と同様に、事前協議についても標準処理期間を設け、あるいは、手続に要する期間に限定を設けるなど、事前協議に要する時間がある程度予測可能なものとしていただきたい。また、事前協議そのものの必要性を見直してほしい。

理由及び説明

許可申請前の事前協議については、どの程度の期間を要するのかまったく読めない状況にあり、時には許可申請までに5～6年を要することもある。そもそも事前協議制度は、法律上の制度ではなく、あくまでも事業者の協力に基づく任意の手続であることを明確にするとともに、事前協議手続に要する期間の目安がつけられるようにしてほしい。さらに、廃棄物処理法制定時に比べ、施設の整備や電子マニフェストの普及の状況から、特定品目のみを事前協議の対象とした方がよいのではと考える。

●許可等の申請書類様式

提言

増車や減車時における「書式」、「添付する車両写真の種類」、特に写真の角度や必要な写真枚数は全国共通でお願いしたい。

理由及び説明

増車や減車をする際は、複数自治体へ同時に申請するケースが多く、適正かつ迅速に届出を行うために、一通元となる申請書類を作成し、後はカラーコピーを利用して複数の自治体へ申請できるようにしてほしい。

一廃・産廃の区分に関する指導等

●区分の統一について

提言

一廃・産廃の区分、通常産廃と特管産廃、单品・複合品の区別等、産廃の種類の区分について通知等で統一を図っていただきたい。

理由及び説明

産業廃棄物の種類については、自治体により判断が異なることがある。集約すると5つのケースに分かれる（単品・複合品・通常産廃と特管産廃・産廃と一緒に・その他）。実際に処理をする際、許可を取得している品目と相違してしまうと、業を遂行できないケースや、一次・二次のマニフェストの品目に相違が出て、紐付けが整合しない、特管よりも通常産廃施設の方が受入条件やコスト面で有利なため、商圏上の大きな制約となるなどの課題が生じている。そこで、誰が判断するのか、また産廃の種類の区分を全国統一基準とすることが望ましい。

●複合廃棄物の取扱いについて

提言

とくにバッテリー・乾電池・蛍光灯に代表される複合廃棄物の構成廃棄物の取扱いについて、製造メーカーに対する指導などにより、排出時より全国で統一化を図っていただきたい。

理由及び説明

複合廃棄物の構成廃棄物の判断が自治体によって異なるため、広域に運搬する際に様々な問題が顕在化している。そのため、とくにバッテリー・乾電池・蛍光灯のような複合品の廃棄物の種類についての提示は、当該品の製造メーカーが責任をもって行うべきであり、表示やウェブページでの公開等を義務付けるようメーカー・工業会を指導してほしい。

● その他の不合理な規制・指導と思われる問題事例

【事例1】近隣のA県では、車両の申請時に「産廃」と「特管」別にマグネット方式のステッカー購入を義務付けている。

(意見) 産業廃棄物の車両ドア（両面）へ「産業廃棄物収集運搬車両」、「社名」、「許可番号」の義務付けがあり、1台の車両で複数の都道府県を収集するケースが多いため、全ての自治体が同じことをした場合、車両がステッカーだらけになってしまう。また、このステッカーは車両ごとに発行するため、通常A県へ行かない車両であっても、万一（車両故障など）を考慮し、5年間一度もA県内に入らない車両でもステッカーを購入している（majimeにやっている企業ほど負担が増える）。

【事例2】近隣のB県において、交付等状況報告書とは別に『産業廃棄物情報報告書』を提出させている。また、C市では多量排出届の書式に手を加えるなどマイナック化が進んでいる。

(意見) B県の廃棄物情報報告書は、電子マニフェスト使用分についても提出義務があり、電子化のメリットがなく最終処分の情報まで記載するよう義務付けているが、中間処理施設の紐付けでの最終処分先が沢山あることを想定し作られていない。

4. その他、法制度全体に関する意見

● 「外国人労働者の受入ガイドライン策定」について

提言

産業廃棄物処理業界において外国人労働者を受入可能な制度を整えていただきたい。

理由及び説明

現在、産廃処理業界では人手不足が大きな問題となっている。建設業界では、労働力として外国人を受け入れる「外国人建設就労者受入事業」をこの4月より開始したところである。発展途上国において産業廃棄物処理技術者の養成は喫緊の課題であり、人材育成と労働力確保の両視点から、産業廃棄物処理業界においても外国人労働者の受入ガイドラインを策定し、受入可能な制度を整えるべきである。

内閣官房ウェブページより

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhousiryoshu.html>

今年の10月から、
あなたにも
マイナンバーが
通知されます。※



※ マイナンバーの通知は、住民票の住所に送られます。
(住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してください。)

マイナンバー(社会保障・税番号)とは
国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の
分野で個人の情報を適切かつ効率的に
管理するために活用されます。

※対象者は、住民票を有する全ての方
(中長期在留者や特別永住者などの外国人も含む)です。

もうすぐ
はじまるよ!

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

家族みんなが読み終わったらチェック!
大切に保管してください。

詳しくは
中面へ

マイナンバーによる情報連携で、よりよい暮らしへ。

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。



事前の書類取得の必要なし!

制度実施の流れ

市町村に申請すると交付が受けられる。端末付きICカードです。

行政手続などで、マイナンバーのもの

本人確認は行いません。

個人番号カード

年金額を高め、年会費が無料です。

市町村へ持参して、年会費を支払う予定。

年会費は年会費を支払う予定。

行政の効率化

公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。

災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

各機関で作成のムダが削減され、手数料がスマートです!

この2つで、さらに便利に!

行政手続が、正確になります。

各機関で作成のムダが削減され、手数料がスマートです!

適正・公平な課税を実現します。

災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

各機関で作成のムダが削減され、手数料がスマートです!

行政手續が、正確になります。

災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

各機関で作成のムダが削減され、手数料がスマートです!

適正・公平な課税を実現します。

災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

各機関で作成のムダが削減され、手数料がスマートです!

適正・公平な課税を実現します。

災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

各機関で作成のムダが削減され、手数料がスマートです!

適正・公平な課税を実現します。

災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

各機関で作成のムダが削減され、手数料がスマートです!

事業者の皆様にも、大切なお知らせがあります。

↑ 外面へ

詳しくは
中面へ

民間事業者のみなさまもマイナンバーを扱います!

平成28年1月以降、以下の手続で従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続や、源泉徴収の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の法定調書の提出など



制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した人事・給与などのシステム開発や改修

マイナンバーを適正に扱うための従業員研修

マイナンバーを含む個人情報の安全管理措置の検討

特定個人情報*の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取り扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。
*マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報はこちら▶ [特定個人情報保護委員会 検索](#)

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人*には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。
*法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。(法人の支店・事業所や個人事業者の方には指定されません。)

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

コールセンター(全国共通ナビダイヤル) マイナンバー

0570-20-0178

平日9時30分~17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

平成27年4月からは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応。

公式Twitter

内閣官房社会保障改革担当室(番号制度)
@MyNumber_PR

マイナンバー ツイッター

検索

全産廃連「産業廃棄物処理業界の今後の方向性に関するアンケート」調査結果の概要

現在、全国産業廃棄物連合会では、タスクフォースを設置し、「廃棄物処理業の健全な発展を促し、支援するための望ましい法制度のあり方」を業界外部の目も交え、専門的に検討しているが、その一環として実施した標記アンケート調査結果（暫定版）が発表されたので、主だった部分を抜粋して紹介する。

アンケート調査は、各都道府県協会に所属する会員企業に対して行われ、回答数2,619で回収率は42.5%となっている。この種のアンケート調査では非常に高い回収率のことである。

Q1 あなたは産業廃棄物処理業の将来（およそ10年先）をどのように見ていますか。

A1 「どちらかと言えば暗い」との回答が57.3%で最も多く、「とても暗い」を含めて約61%が将来的に暗いイメージをもっていた。反面、「どちらかと言えば明るい」が36.2%で、「とても明るい」を含め40%近くが明るいイメージを持っていることがわかった。ちなみに、「とても暗い」は4%、「とても明るい」は2.4%でわずかであった。

Q2 そう思われる要因は何ですか。

A2 処理費用の競争激化を要因に挙げた者が26.1%、廃棄物量減少を挙げた者が25.8%とほぼ同率であり、次いで、技術力・経営力が問われることを要因とした者が21.6%であった。一方明るい要因として、新たな仕事の拡大を挙げた者も18.4%いた。

Q3 資源循環、低炭素化が求められる

中で、より社会に役立ち信頼される産業廃棄物処理業とはどのようなものだとお考えですか。

A3 社会に役立ち信頼される要素として、排出事業者からの信頼を挙げた者が31.6%と最も多く、次いでコンプライアンスの確立が21.1%、情報公開と安心感が17.2%、高い事業力・技術力が13.0%、人材が10.7%であり、優良認定は6.5%であった。優良認定が社会的信頼につながると考える者は少ないことがわかった。

Q4 産業廃棄物処理業における資源循環の事業を後押しする方策として、重要なものを3つ挙げてください。

A4 資源循環事業を後押しする方策として、技術開発への公的支援拡大18.7%、人材育成への公的支援17.4%、有利な融資枠拡大16.8%の順で挙げられていた。次いで、政策形成過程への参画13.9%、業としての確立13.4%だった。これまであまり行われてこなかった技術開発への

支援や人材育成への支援を求めるが多いことがわかる。

Q5 廃棄物処理法や関係法令の改正すべき点として、重要なものはどれですか。

A5 廃棄物処理法等の改正点として、排出事業者責任の明確化が26.4%、都道府県による運用の違いの是正が25.4%で、この2点が圧倒的に多かった。次いで、業務範囲の拡大18.2%、優良認定のメリット充実16.5%となった。

Q6 不適正業者を排除するために、規制の強化もやむなしという意見がありますが、あなたはどのように思われますか。

A6 不適正業者に対する規制の強化については、83.2%がやむなしと考えていることが分かった。

Q7 次世代の経営者や従業員が希望と誇りをもって、この産業廃棄物処理業界で働き続けられるようにするために、今、業界全体として何をすべきとお考えですか。

A7 業界のイメージアップに関する人と人材の確保・資質の向上・教育に関する事であった。次いで、資源循環に関する事、社内環境の整備・改善に関する事、地位向上とレベルアップに関する事、自らの意識改革に関する事、業としての確立や業界名称に関する事の順であった。

Q8 現在、連合会では新たな制度の創設や廃棄物処理法の改正などについて議論しています。あなたはどの方向が望

ましいとお考えですか。

A8 ①廃棄物処理法の改正を行い、その中に業の振興のための制度を入れるのがよい。

②廃棄物処理法は適宜見直すが、その他に新たに業の振興のための制度を盛り込んだ別の法律を制定する方がよい。

③今までよい。

以上、紙面の都合もあり、概要を紹介したが、原調査報告は、22ページにわたって詳細な分析がなされている。アンケート回答企業の資本金や従業員数によっても違った結果が出ている。印象としては、産業廃棄物処理業界全体が厳しい環境下に置かれていることが推測できる。

当協会としても、現在、廃棄物処理法改正に関して、許可制度や排出事業者責任、地方ルール等に係る必要な要望を挙げているところである。

国においては、産業廃棄物処理業界を「適正処理の推進、循環型社会構築の重要なインフラとして、また、循環型・低炭素産業として、成長するよう支援することが重要」としていることから、タスクフォースにおかれでは、本アンケート調査結果も十分踏まえ、具体的な方針等をご検討いただければ誠にありがたい。

（事務局長 横手 浩次）



女性部だより



武蔵野大学訪問 ～環境教育チーム報告～

平成27年7月7日(火)に女性部の部員3名が武蔵野大学有明キャンパスを訪問し、環境プロジェクトの授業に出席させていただきました。そのきっかけとなったのは、今年初めて女性部として出展した「2015NEW環境展」のブースに、武蔵野大学工学部環境システム学科の矢内秋生教授がお立ち寄りくださいましたことです。矢内教授のお話では、大学の環境教育に関する授業をより活性化させるために、女性部とのコラボレーションで何かできないかとのことでした。ちょうど女性部環境教育チームの今年度のテーマは大学生を対象に考えていましたため、早速面談の機会をいただきました。

武蔵野大学の環境プロジェクトは環境学部の2~3年生(約90名)で構成されており、複数のプロジェクトチームに分かれ、学生が主体となって環境問題解決に関する取り組みを実施するものです。



武蔵野大学 有明キャンパス



8つのグループに分かれての意見交換の様子

今回の授業は“アクティブラーニング形式”というもので、8つのグループに分かれて、各プロジェクトチームの進捗報告や意見交換がなされました。女性部の3名もグループに混ぜていただき、学生のお話を聞く中で、意見を述べさせていただく場面もありました。反対に、学生のユニークなアイディアや柔軟な発想に、こちらもたくさん刺激を受けました。

女性部としては、授業の最後にホーム



女性部の紹介と環境教育プログラム協力の呼びかけの様子

ページやスライドを用いて活動紹介を行い、環境教育での協力の呼びかけをいたしました。

アクティブラーニングとしての今後の授業外活動には、大学文化祭での展示や、学科主催の環境週間「サステナブル ウィーク」の開催、エコプロダクツ展への出展などがあるそうです。

今年度は既にプロジェクトが動いているため、年度内のコラボレーションの動

きは難しそうですが、工学部学部長の佐々木重邦教授をはじめ、先生方からも前向きなお言葉をいただくことができ、来年度4月からのプロジェクトにて連携を図れるよう、準備を進めていく予定です。将来的には、今回のような環境教育の活動を通して大学生に廃棄物業界に関心を持っていただき、就職先の選択肢の一つとなることを目指していきます。

(加藤商事(株) 佐々木由佳 記)

女性部 のホームページをリニューアルしました！

過去の『女性部だより』は、こちらからご覧いただけます。

www.e-lady21.tokyo



表紙の言葉

- 今月の写真：ゾウゲイロウミウシ [学名：Hypselodoris bullock]
- 分布：西太平洋やインド洋東部の浅い岩礁帯 ● 体長：10mm~20mm
- 撮影者：阿部 秀行 氏 ● 撮影地：インドネシア（ラジャーアンパット）・水深：10m
- 撮影者コメント：体色は乳白色から尾にかけて薄紫色になり、とても美しい色合いをしたウミウシです。シンデレラウミウシが色彩変異した種類という研究者もいますが、詳しくはまだ解明されていません。まるでお化粧をしたかのようなワンポイントや、ピンと突き出した二次鰓といった全てのパートがお洒落なのが特徴です。乳白色の体色が象牙色に見えるのが名前の由来と言われています。黄色いのが卵で産卵したすぐ後のようにです。

委員会報告



中間処理委員会〈破碎・圧縮分科会〉(山本リーダー)

平成27年8月5日(水)13時30分より、11名のメンバーと中間処理委員会委員企業の職員が参加し、(株)アルフォ及び高俊興業(株)の城南島リサイクル処理施設の見学を行った。

(株)アルフォでは、食品廃棄物のリサイクル事業を行っており、「油温減圧式脱水乾燥法」により乾燥、飼料化(アルフォミール)している。廃棄物は食品容器を含め全て資源としてリサイクルしている。施設長からビデオを使った説明を受け、工場内を見学した。

高俊興業(株)では、建設混合廃棄物を最先端技術の選別再資源化システムにより、90%以上を再資源化している。工場長よりビデオ説明を受けた後、工場内を見学した。手選別コンベヤでは、機械投入不適物の除去をはじめ、品目別に選別が行われ、破碎・高精度選別後、コンパクタで圧縮が行われていた。両施設とも、大規模な処理プラントが稼動しており、見学者一同スーパーイコタウン事業における資源循環の現場を体験することができた。

建設廃棄物委員会(鈴木委員長)

平成27年8月7日(金)15時30分より、9名の委員により開催した。

委員長より、新しく選任されたワイエム興業(株)谷口敏幸氏と、イズミロジスティックス(株)坂田直人氏に委嘱状を交付した。その後、秋に開催予定の施設見学研修会の見学先施設や日程、同日開催の行政を招いての勉強会のテーマについて検討を行った。

その後、一都三県建設混合廃棄物意見交換会に係る幹事会の活動報告があった。幹事会では、先般実施した契約単価実態アンケート調査の結果を踏まえ、今後予想される市況に対応していくためのアンケート調査を再度実施したい旨、報告があった。その他、再生碎石拡大ワーキンググループの活動状況の報告があった。

青年部(相川部長)

平成27年8月19日(木)15時より、12名の幹事により幹事会を開催した。

まず、総務委員会より7月分の収支報告と青年部年会費納入状況について報告があった。続いて研修委員会からは、7月の研修委員会の報告、9月16日(水)に開催されるセミナー研修会について幅広く参加を促す旨の説明があった。また、11月6日(金)の神奈川県青年部との交流会について、神奈川県側との調整の詳細報告があった。

コミュニケーション委員会からは、8月29日(土)開催「東京都内で出来る自然体験」の件について報告があり、参加申込が増えたため、予算を増額することとした。また、10月の国内施設見学研修事業の進捗状況が報告された。その他、8月3日(月)に行われた関東ブロック幹事会の報告があった。

次回の幹事会は、9月16日(水)12時より開催する。

「東京都内で出来る自然体験」開催報告

8月29日(土)、毎年恒例となった東京都奥多摩地域での自然体験レクリエーションを開催した。参加人数は予定を大幅に上回り部員16名、部員家族19名(うち子ども13名)、部員の同僚や友人13名(うち子ども5名)、総勢48名となり大盛況だった。また、比留間コミュニケーション委員長を中心に委員が企画したバーベキューでの地産地消の食育体験や日本名水100選に指定されている御岳渓谷での川遊びなど、部員同士は勿論、部員等の家族同士もとても楽しく交流でき、大変有意義な自然体験レクリエーションとなった。(総務委員 河相記)

医療廃棄物委員会(五十嵐委員長)

平成27年8月26日(月)15時より、10名の委員により開催した。

排出事業者(医療関係機関)向けセミナーを11月20日に開催する事を決定した。テーマを「医療廃棄物処理に係る実務のポイント(仮)」とし、医療機関の実務担当者、産廃処理業者の新人などを対象にする。テーマとして、マニフェスト・契約・分別・電子マニフェスト・排出者責任を問われた事例などの案が出された。詳細を決定し案内が出来次第周知していく予定である。

次回の委員会は平成27年10月29日(木)15時から開催する。



甲陽興産(株)

代表取締役 北角 治太

産業廃棄物収集・運搬業(積替え保管を除く)

〔廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類〕

【本社】〒520-3435 滋賀県甲賀市甲賀町相模319番地

☎0748(88)5380

【東京支店】〒101-0047 東京都千代田区内神田2-11-6 共同ビル(内神田)7階

☎03(6206)0533

総合リサイクルのパイオニア 有明興業株式会社

～リサイクルを考える時代からリサイクルの品質を選ぶ未来へ～

会員企業紹介の第2回目は、リサイクルと産業廃棄物処理のリーディングカンパニー有明興業株式会社を訪ねました。顧問の青木繁雄氏、事業企画室室長の大槻治彦氏にお話をうかがい、また、営業部の関亜衣子氏に、工場をご案内いただきました。

(取材 塩沢 美樹)

◆御社の概要をお聞かせください

昭和33年の創業以来、半世紀以上にわたり産業廃棄物処理業に携わってきました。自然環境を守り、限りある資源を有効活用することは今や当たり前となりましたが、当社は、高度経済成長の時代から、資源・エネルギーの有効活用に注力してきました。業界でもいち早く「国内リサイクル100%」に取組み、混合廃棄物をはじめ、金庫などの処理困難物、車やFRP船などの大型廃棄物等、様々な品目を幅広く受入れ、食品残さ等を除くほぼ全ての廃棄物の受入が可能です。2001年に有明から現在の若洲工場（江東区）へ本社・工場を移転し、2003年に京浜島工場（大田区）、2005年に市原工場（千葉県）を操業開始、2007年には若洲工場



本社正門

の隣接地にRPF製造やプラスチック製容器包装の選別等を行うリサイクルポート工場を設立しました。有明興業の4工場の処理能力は年間約90万トンで、これは国内最大級といわれています。

◆早速ですが、朝日新聞・循環経済新聞等で報道された江東区の不燃ごみ資源化事業についてお聞かせください。

今年4月から、区内の家庭から出るガラス・陶磁器・金属・一部小型家電製品等の不燃ごみを全量受け入れ、資源化する事業を受託しました。まず、危険物や小型家電を取り除いたうえで破碎し、金属を回収して、残りをRPF原料に利用しますので、ほぼ100%が資源となっていました。

会社概要

設立	1958年（昭和33年）5月
代表者	代表取締役社長 松岡和人
資本金	4億1,000万円
従業員数	113名
所在地	本社／東京都江東区若洲 2-8-25 TEL 03-3522-1911 FAX 03-3522-1919

ます。江東区では、これまで不燃ごみの大半（年間約3,500トン）を東京湾中央防波堤埋立処分場に持ち込んでいましたから、これがゼロになることで、当社としても埋立処分場の延命に貢献できることを誇りに思っています。

◆行政と産業廃棄物業者の関係はどう変わっていくのでしょうか。

自治体のごみ処理は転換点にきていると思います。持続可能な循環型社会を実現するためには、自治体と民間業者の連携は不可欠です。民間が対応できることは民間に任せてもらう、こうすることで民間業者の活性化にも繋がりますし、自治体と住民、ひいては社会全体にとってメリットが生まれると考えています。

当社では東日本大震災廃棄物を受入れた経験がひとつの契機となりました。震災廃棄物については都の受入量16.8万トンのうち約4万トンを当社で処理させていただいている、このとき培ったノウハウ、そして行政（東京都）・業界（東産協）・民間（産廃処理業者）の連携による事業スキームは、大島町災害廃棄物処理にも活かすことができました。



受入・選別ヤードの目の前にバスが

◆最後に、御社の今後についてお聞かせください。

これまでと同様、廃棄物の100%資源化を追求し、地域に貢献する企業であり続けるために、当社に何ができるか、何をすべきかを考えていきます。

今後の課題のひとつは、当社が所有する2つのプライベートバスを活かし、海上輸送をいかに効率的かつ最大限に利活用するかです。実は、東日本大震災時には、被災地の港湾施設が甚大な被害を受け、復旧に時間を要したことなどから、残念ながら海上輸送を活用することができませんでした。近い将来、高い確率で発生が予想される南海トラフや首都直下型地震等にそなえ、いざというときには当社のロケーションを活かし、東京港を最大限に利用することで、廃棄物や資源化製品の輸送にいちはやく着手し、復興の原動力となりたいと考えています。



リサイクルポート工場入口

◆どうもありがとうございました。



初代天皇・崇神から世襲大王へ？

文献から見た初代天皇 ヤマト王権が天皇を中心とした大和政権へと発展していったのは間違いない。しかし、ヤマト王権がいつから始まったかは必ずしも明確ではない。考古学の立場からは、纏向が出現した時点からヤマトが広域的な中心となり、箸墓という最古の巨大前方後円墳の出現をもって大王に相当する権力が存在していたとみる。だが、史料をきっちり分析して結論を出す文献史学の立場からは、それでは気が済まない。そこで、ヤマト王権の由来と伝承が書かれた『古事記』や『日本書紀』（併せて記紀という）の内容との照合が行われる。

前に触れたように、記紀には「はつにしらすスメラミコト」（はじめてこの国を統治する天皇）と名付けられた天皇が二人存在する。一人は第1代の神武天皇であり、もう一人が第10代の崇神天皇だ。実は、二人いるとしているのは日本書紀であり、古事記の方は、崇神天皇にのみ「初國知らしし御真木天皇」と初代天皇の呼び方をしている。もちろん、崇神天皇にもご先祖様はいたわけだから、神武に相当する人もいたけれど、それは天皇あるいは大王とされるような存在ではなかったということだ。

実在が疑われる 神武だけでなく、第2代の綏靖[すいせい]天皇から崇神の前の第9代の開化天皇までも同じで、天皇としての事績にまつわる伝承や記録がほとんどない。そこで、この8人を「闕(欠)史8代」と呼んでいる。

天皇という言葉が使用されるようになったのはずっと後代のことであり、漢

字二文字の天皇の名は漢風諡号[かんぶうしごう]と呼ばれ、奈良時代末期に一括しておくられたものだ。そこで、本来の名を見ると、闕史8代の名は7世紀後半の持続天皇などの名と共通性があり4世紀以前の名とは思えないこと、すぐ後の4世紀の応神天皇などの名前ともかなり様相が異なることなどから、その実在性が疑われるという。

古墳が見当たらない！ さらに大事なことは、神武及び闕史8代の9人の天皇には、それらしい古墳がまったく見当たらず、考古学的な検証が不可能であるということだ。もちろん、神武天皇陵とされるものはあるが、現在の円丘の陵は1863年に築造されたもので、他に2か所の候補地がある。学者たちは神武という名の天皇が作り出されたのは6世紀初めの第26代繼体天皇の時代だとみていて、その頃に最初の神武天皇陵が造られたとする。

（なお、672年の壬申の乱の際、大海人皇子が神武天皇陵に戦勝祈願したとする記事があるが、そのときには出来ていたわけだ。）その後も二回造られたため、候補地が三つもあるような事態になったのではないかという。

第2代綏靖天皇陵は円墳の可能性があるものの、第3代安寧天皇陵から第7代孝靈天皇陵までは、古墳ではなく自然丘と見られている。また、第8代孝元天皇陵は3基の古墳を一つの陵墓としたもので、3基とも5世紀から6世紀の古墳で年代がまったく合わない。さらに、第9代開化天皇陵は、歴代天皇陵の中で最初の前方後円墳で、これはと思わせるが、所在地

が初期ヤマト王権では考えにくい奈良の市街地で、結局出土した埴輪などから5世紀半ば以降の古墳と判明している。要するに、初代から9代までの天皇の陵とされるものはすべて、それらしい古墳ではないのだ。

行燈山古墳は崇神天皇陵！？ 古事記などが初代天皇とする崇神天皇の陵が記紀に記載のところにあれば、実在の天皇と考えてよい。古事記では、崇神天皇の陵は「山辺の道の勾[まがり]の岡の上にあり」とされている。奈良盆地東南部の柳本古墳群辺りとなる。そこに大王墓があるか？とみると二つもあるのだ。紛れもない大王墓とされる行燈山[あんどんやま]古墳と渋谷向山古墳だ。じつは、第12代景行天皇陵も「山辺の道の上にあり」とされており、崇神と景行は紛らわしいのだ。入れ替わった時代もあったが、現在は行燈山が崇神陵、渋谷向山が景行陵ということで落ち着いている。

崇神天皇陵（行燈山古墳）は参考図（『天皇陵の謎』74頁）のとおり、古いタイプの前方後円墳で、墳長が242㍍、後円部高さが23㍍、三段築造だ。丘陵部の先端を切断して築造されたため、周濠の中に高低差による水位の調整が必要になり、三か所の渡堤が設けられている。

周濠や渡堤は、幕末の時代、灌漑用水確保のための修陵により大々的な改変が加えられているものの、特徴的な形をしている。年代も4世紀前期で相応であり、考古学者も行燈山古墳＝崇神陵で間違いないとしている。

持ち回りから世襲大王へ
前にも触れたように、初期ヤマト王権の大王墓は、奈良盆地東南部に六つ、①箸墓、②西殿塚、③桜井茶臼山、④メスリ山、⑤

行燈山、⑥渋谷向山と続いている。初期ヤマト王権が広域連合の盟主になり、定型的巨大前方後円墳という宗教的な祭祀を伴う葬制儀礼のモニュメントが継続的に築造されるなかで、5番目が初代天皇ということになると、天皇家と①から④の主である大王達とは系統が異なるということになる。

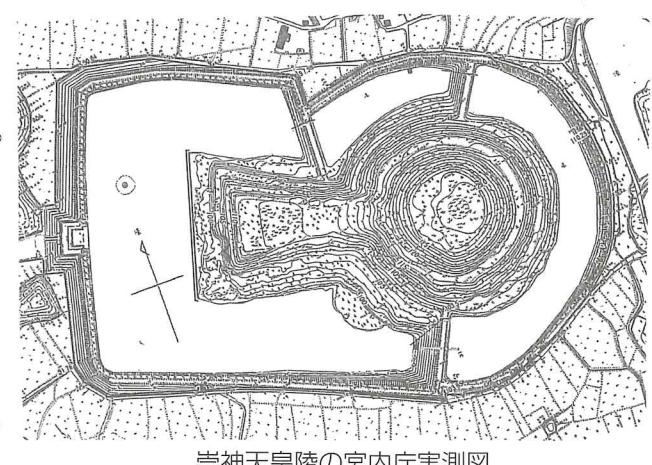
前回、初期ヤマトの王が各地域の持ち回りだった可能性を指摘したが、⑤の初代天皇からは天皇家として血統が続くということになる。実初代＝第10代崇神、二代＝第11代垂仁、三代＝第12代景行となるが、景行天皇陵は⑥の渋谷向山古墳だとされているので、崇神から天皇家が大王家として代々継承されていることは確かだろう。

葬制儀礼と前方後円墳は引き継いだものの、ヤマトの大王を共立の持ち回りから男系世襲に変えたと思われる崇神天皇は、特別な大王であったことになるが、何が特別であったのか？その実在性を含めてもう少し見ていく必要がありそうだ。

（古川 芳久）

*『天皇陵の謎』矢澤高太郎(2011年文春新書)

*『ヤマト王権』吉村武彦(2010岩波新書：日本古代史②)



崇神天皇陵の宮内庁実測図



「想いよ届け！」

東産協トライアスロンチーム（通称T・T・T）が結成され、最初に出場した大会が平成17年山形県第20回温海トライアスロン大会だった。発足メンバー5名から途中3名のメンバーが入って節目の10年、次々とエイジカテゴリーの日本代表を輩出し、国内外問わず各地で活躍するチームのメンバーとの差が開くばかりの僕は、第30回記念を迎えた温海大会に初心に帰るつもりでエントリーをしていた。

虫の知らせではないが、4月にリーダーの泉さんを失ったチームの初期メンバーで、唯一エントリーしていた僕は、何としても笑顔で完走して天国の泉さんにチームの想いを届けたかった。

7月19日、泉さんが台風11号を押し上げてくれたのか、強風が残るも晴天の中

でレースが開催された。会場は10年前に初参加した時と同じ。一緒に参加したメンバーの山田君と共にレースの健闘を誓い、スタートを迎えた。お笑いの安田団長が出場していたので、ランの途中で声を掛けようと密かに企んでいたが、ランの前にバイクで転倒し残念ながらリタイヤ。ランに入り自分のレースに集中した。山田君も同じ想いでレースをしている。気合が入りすぎ後半バテているように見えたので、すれ違いざまに珍しく僕から声をかけた。レースの風景の中に泉さんを感じた、声も聞こえた、そしてゴールが見えた。「吉野君もやればできるじゃない」

僕の10年間に影響を与えてくれた大先輩に、温海の海で山田君のエイジカテゴリー優勝と、チームからの感謝を報告した。

（都清掃株）吉野 猛彦 記）



表彰される山田選手

身近な「ヒヤリ・ハット」事例

Part 90

何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1 一般道路で	交差点走行中	自動車の信号が青、歩行者の信号が赤の時に右折しようとしたところ、信号を無視した歩行者が飛び出してきた為、接触しそうになった。	歩行者信号が赤の時でも、注意を払い、場合によっては一時停止をしてよく見てから右折をする。
2 一般道で	交差点走行中	下り坂の交差点を左折する際、目視をして安全確認をしたが、左折しかけた時にマウンテンバイクが横断してきて巻き込みそうになった。	交差点手前での安全確認後、交差点内でも再確認をし、最徐行・一時停止をして確実に横断者がいないことを確認する。
3 一般道で	走行中	2車線の道路で左車線の側道が渋滞していた。渋滞の終わりを確認して右車線から左車線に入ろうとしたところ、脇からバイクが走ってきて接触しそうになりヒヤリとした。	車線変更をする際は、バイク等が死角から急に割り込んでくることがありうるので、危険を予知してミラーをよく確認し、徐行運転で車線を変更するようとする。
4 高速道路で	走行中	高速道路を走行中、急に眠くなり、直進していたつもりが知らない間に車線がずれていたため、他車に追突しそうになった。	しっかりと睡眠を取る。疲れを感じた際は、最寄りのパーキングに入り、少し休憩を取るようにする。
5 高速道路で	走行中	高速道路の合流地点で、前車が合流できずに急停止したため、接触しそうになった。	車間を空け、安全に止まる速度で走行する。
6 高速道路で	料金所通過中	E T Cレーンで前車が急ブレーキで止まった為、追突しそうになった。	十分な車間距離を取り、かもしれない運転をする。
7 現場で	積込み作業時	積込み時、強風で廃棄物が飛びそうになった。	飛ばないように考えて、作業前にしっかりプランを立てる。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号

恵比寿産業(株)

(No.1127) 【旧代表者名】代表取締役 方城 寿代



【新代表者名】代表取締役 梁川 哲

(株)環境技研

(No.2136) 【旧住所】〒167-0051 東京都杉並区荻窪5-23-3

【旧電話番号】03-3220-3622

【旧FAX番号】03-3220-3590



【新住所】〒167-0052 東京都杉並区南荻窪4-11-10

【新電話番号】03-3332-7100

【新FAX番号】03-3332-7102

高俊興業(株)

(No.4090) 【旧代表者名】代表取締役社長 高橋 俊美

* 代表取締役会長に就任



【新代表者名】代表取締役社長 高橋 潤

東罐興業(株)

(賛No.96) 【旧代表者名】代表取締役社長 筒井 栄二



【新代表者名】代表取締役社長 高崎 精康

SBS即配サポート(株)

(No.3198) 【旧電話番号】03-5633-8922



【新電話番号】03-5633-9024

東京臨海リサイクルパワー(株)

(No.4189) 【旧代表者名】代表取締役 尾中 郁夫



【新代表者名】代表取締役 菅井 茂勝

～協会の主な今後の日程～

(平成27年9月1日現在)

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
	2	水	関プロ青年部 幹事会 15:00～	協会会議室
	3	木	収集運搬委員会 15:30～	協会会議室
	4	金	多摩支部 处理施設見学研修会	都築鋼産(株)館林工場 ほか
	5	土	↓	
	8	火	政党要望ヒアリング	
	9	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
9			常任理事会 13:30～／第21回理事会 14:30～	協会会議室
	10	木	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
	11	金	医療廃棄物合同懇談会 13:30～ (幹事:神奈川県協会)	横浜情報文化センター
	14	月	<協会・全産廃連共催> 産業廃棄物処理実務者研修会(基礎コース) 10:00～	フォーラムミカサエコ(内神田)
	15	火	安全衛生推進委員会 15:00～	協会会議室
	16	水	青年部 研修委員会 11:00～12:00／幹事会 12:00～14:00 NEWS5 15:00～／研修会 15:20～／交流会 18:00～	協会会議室 ハロー貸会議室淡路町
	17	木	女性部 幹事会 13:00～／部内勉強会 15:00～	協会会議室
	24	木	中間処理委員会 15:00～	協会会議室
	25	金	関東地域協議会；建設廃棄物対策委員会 14:00～	協会会議室
10	6	火	<協会実施>「電子マニフェスト操作体験セミナー」 14:00～	Winスクール新宿本校
	14	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			全産廃連；理事会	全産廃連会議室
	15	木		
	16	金	10/16(金) 女性部 施設見学会 10/15(木)～17(土) 青年部 視察研修	沖縄県宮古島
	17	土		
	20	火	平成27年度第二回安全衛生研修会 13:30～16:30 研修会終了後～ 安全衛生推進委員会	フォーラムミカサエコ(内神田) 〃
	21	水	(青年部・予定日)	協会会議室
	22	木	建設廃棄物委員会・三者施設見学研修会	
	23	金	関東地域協議会；事務担当者会議 (幹事:当協会)	
	24	土	↓	
	27	火	総務委員会 14:00～／常任理事会 15:00～	協会会議室
	29	木	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室

ようこそ相談へ



弁護士

芝田 麻里

廃棄物処理法違反と刑事処分（その1）

Q. 私（A）の会社（甲社）は建設廃棄物を扱っている会社です。自社で解体等を行った際に出る建設廃材等を自社で破碎等の中間処理を行ったり、他社から破碎を頼まれたりしています。自社で中間処理を行った廃棄物については、他社にさらに中間処理を委託することが多く、直接最終処分へ出すことはほとんどありません。

ところで、当社で残土の運搬と処分を委託していた業者（B）が残土とともに当社の産廃を運び出し、残土処分場へ入れていたようなのです。当社では、出入りする業者のチェックなどは行っておらず、Bは一匹狼的ないわゆる一人親方で、当社では、Bがいつ来ていつ帰るかもよく把握していませんでした。また、当社はBから請求書が出されれば、請求書の記載どおり支払っていて、正直甘すぎたとは思うのですが、誰もBの請求書が正確なものかどうか把握していなかったのです。

そのような状況で、警察から「Bが当社から運び出した残土と産廃を残土処分場へ不法投棄していた」との指摘を受けました。

残土処分場への産廃の搬入は不法投棄になるのですか？（Q. 1）

また、Bは、産廃に関しては無許可業者で、当社は、Bに産廃の運搬及び処分を委託した疑いがかけられていますが、当社はBに残土の運搬及び処分を委託していただけで、産廃の運搬を委託した事実はありません。そのため、Bが産廃に関して無許可であることも問題はないと思っていたのです。ただ、正直なところ、Bが残土に産廃を混ぜて運んでいるのではないかと私も思ったことがあります。当社の敷地にある残土はそれほど多いものではなく、残土だけ運んでいてはすぐに仕事がなくなってしまうにもかかわらず、Bは度々当社に来ているようだったからです。

今度、警察から呼び出しを受けており、事情聴取を受けることになっています。警察は、私がBに産廃の収集運搬と不法投棄を指示したと疑っているようです。事情聴取で気を付けることはなんでしょうか？また、今後、何に気を付ければいいでしょうか？私は逮捕されたりするのでしょうか？私は有罪になりますか？会社の許可は取り消されるのでしょうか？（Q. 2）

法律相談

＜解説＞

1 残土処分場への産廃の搬入が不法投棄になるか（Q. 1）

（1）残土とは？

残土（ざんど）とは、建築工事及び土木工事などで発生する「土」のことであり、正式には、「建設発生土」のことをいい、コーン指数という土（地盤）の強度を表す基準によって分類され、その分類ごとの有効利用が推奨されています（国官技第112号・国官総第309号・国営計第59号、平成18年8月10日付「発生土利用基準について」）。

建設工事に伴い発生する土砂や汚泥には、建設発生土のほか、「建設汚泥」があり、建設汚泥は、産業廃棄物として取り扱われます。

発生土	建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥
建設発生土（残土）	建設工事から搬出される土砂であり、処理法に規定する廃棄物には該当しない。 <ul style="list-style-type: none">建設汚泥以外の土砂地山掘削により生じる掘削物浚渫土 発生土利用基準によって有効利用が推奨されている。
建設汚泥	標準仕様ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けないような流動性を呈する状態のもの。おおむねコーン指数200kN/m ³ 以下。

つまり、残土は廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しません。もっとも、産業廃棄物に該当するものが混入している場合は、それを取り除かなければ、産業廃棄物に該当します。そこで、設問でも残土と産廃が混ざっていた場合には、廃棄物に該当することになります。

（2）不法投棄とは？

ここでは、産廃混じりの残土を残土処分場に搬入することが不法投棄になるかが問題となります。

不法投棄とは、廃棄物を「みだりに捨てる」といいますが（処理法16条）、「みだりに捨てる」とは、判例上「生活環境の保全及び公衆衛生の向上の見地から社会通念上許容されない」態様で、「廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元すること」（長蔵小屋事件判決：福島地裁会津若松支部判決平成16年2月2日）、ないし「管理権を放棄すること」であると解されています（福岡市混合廃棄物投入事件：最高裁平成18年2月28日決定）。

設問（Q.1）については、Bが残土処分場へ運び込んだものが産廃であった場合、あるいは産廃混じりの残土であった場合でも、いずれについても不法投棄が成立することになります。なぜなら、残土処分場へは産廃の搬入は予定されておらず、産廃はその品目に応じた最終処分場へ搬入することが予定されており、それ以外の方法による「管理権の放棄」は社会通念上許容されていないからです。

2 処理法違反と刑事処分 (Q. 2)

(1) 成立する可能性のある犯罪の検討

ア Bについて成立する可能性のある犯罪

警察の指摘どおり、Bが産廃混じりの残土を残土処分場に搬入していたとすれば、Bは産廃の収集運搬について許可を有していないことですから、Bについては産廃の収集運搬について無許可営業罪が成立するとともに、残土処分場への搬入について不法投棄が成立することになります。

Bの行為	成立する犯罪	刑 罰
Bが無許可で産廃を収集運搬した行為	無許可営業罪	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（法25条1項1号）（法人については3億円以下の罰金）
Bが残土処分場へ産廃混じりの残土を搬入した行為	不法投棄	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（法25条1項14号）（法人については3億円以下の罰金）

イ Aについて成立する可能性のある犯罪

仮に、AがBに対して産廃の収集運搬及び残土処分場への産廃の搬入を指示していたとすれば、Aには、産廃の収集運搬指示について委託基準違反の罪が成立し、残土処分場への産廃の搬入指示について不法投棄の罪が成立する可能性があります。

Aの行為	成立する犯罪	刑 罰
無許可業者Bに産廃の収集運搬を委託した行為	委託基準違反	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（法25条1項6号）
Bに残土処分場へ産廃混じりの残土を搬入するよう指示した行為	不法投棄	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（法25条1項14号）

(2) 事情聴取で気を付けるべきこと

被疑者として「取調べ」を受ける際には、黙秘権の告知が行われ、自身に不利なことについては聞かれても答える義務がないことが刑事訴訟法上保障されています（刑事訴訟法198条2項）。ところが、重要参考人等として話を聞く場合には、被疑者ではないので、黙秘権告知の保障はなく、黙秘権の説明のないまま事情を聽かれることがあります。

しかし、被疑者としてあれ、重要参考人、関係者としてあれ、話した内容によって犯罪事実が明らかとなれば、その発言は有罪立証のための証拠として使われる可能性があります。

そこで、事情聴取を受ける際には、黙秘権の告知が行われなかったとしても黙秘権があることを念頭に（憲法38条1項）、自分の発言が自身の有罪立証の証拠として使われることもあることを考慮に入れて、慎重に対応する必要があります。

(3) 今後気を付けるべきこと（その後、想定される刑事処分）

事情聴取によって犯罪と無関係であることが判明する場合もありますが、そうではない場合、捜索・差押、逮捕・勾留といった強制捜査を受ける可能性があります。また、捜索差押は事情聴取を受けた後に限ったことではなく、事情聴取を受ける前に行われる場合もあります。

そこで、自身の関係者に対して事情聴取が行われ、あるいは、捜索差押などが行われたという事実があり、また、自身について処理法違反が疑われているという情報を入手した場合には、捜索差押があり得ることを念頭に入れておく必要があります。

捜索差押は、会社、自宅両方について行われることが多く、また、捜索差押が行われた際には、契約書、請求書、マニフェスト等の書類のすべて、パソコン、携帯電話などの情報が入った媒体のすべてが差し押さえられ、業務に重大な支障が生じることになります。捜索差押の可能性があると考えられるときは、現在業務に使用しているデータ、連絡先等についてはコピーを取っておき、捜索差押を受けても直ちに業務に支障が生じないようにしておく必要があります。

(4) 逮捕の可能性

会社の代表者について処理法違反が疑われ、会社に捜索差押が行われた場合、代表者について逮捕の可能性もあります。

(5) 有罪？（「未必の故意」と処理法違反）

設問のAについて処理法違反で有罪となるか否か、すなわち、委託基準違反及び不法投棄となるか否かについては、AがBに対して産廃混じりの残土の収集運搬と残土処分場への搬入を指示したか否かによります。

そして、Aは「正直なところ、Bが残土に産廃を混ぜて運んでいるのではないかと私も思ったことがあります。」と言っています。これが疑問に思っただけであれば「産廃の収集運搬を委託した」ということにはなりません。

しかし、「Bが残土に産廃を混ぜて運んでいるらしいが、それでもかまわないと思った。」という事情があり、かつ、Bが産廃を運び出すことについて、Aは「まあ、いいか」と思い、Bは「Aから委託されている」と考え、AB間で默示の合意が成立していると認められる場合、委託基準違反に問われる可能性があります。

委託基準違反は故意犯であり、犯罪事実を認識しながらあえて犯罪となる行為を行う必要がありますが、このように、「確定的に犯罪を行おうとするのではないが、結果的に犯罪行為になってしまふ」と思った場合には、「未必の故意」（みひつのこい）という「故意犯」の一種が成立する可能性があります。

さらに、上記事情に加え、Bが残土処分場にAの産廃を搬入していることをAが知りつつ黙認していた場合、あるいは許可のある処分場以外の場所に捨てている（放置している）ことをAが知りつつ黙認していたという事情があれば、Aに不法投棄の未必の故意も認められ、不法投棄が成立する可能性もあるといえるでしょう。

処理法違反で有罪となった場合には、欠格要件に該当し、会社の許可は取り消されることとなります（法第14条の3の2第1項第1号）。

事務局だより

9月(長月)に入った。夕暮れ時も幾分早まってきた気がする。

今、プロ野球セリーグの順位争いが拮抗している。私事で恐縮だが、筆者の田舎は、今は鄙びているが、当時は結構流行っていた温泉地である。当時、国鉄スワローズの時代、春のキャンプ地となっていた。有名選手は、ホテルから数キロ離れた町営球場へ、ホテルが用意した車で通っていた。その他大勢の選手は球場まで走っていた。往年の名選手金田正一の現役の姿もうっすらと覚えている。

過日の朝日新聞の天声人語に面白い記事が載っていた。「野球は試合時間が読みづらい。展開次第のうえ、延長戦もありうる。だが、アメリカでの草創期はそれどころではなく、先に21点を取ったほうが勝つルールだった。これでは時間の見当はほとんどつかない。力に差があれば直ぐに終わり、拮抗していれば延々続く。どうにも不便で、攻守を『9回』と決めたそうだ。ただし、大リーグは今も延長戦は原則決着がつくまで続ける。本場のプロの意地でもある。」

翻って、我々の仕事は日々決着がつくものでもな



編集後記

ようやく猛暑日の影も薄くなっています。しかしながら、気温が高く蒸し蒸しした気候が続いています。疲れの出てくる時期ですので、毎度、申し上げていますが、体調維持に留意頂ければ、幸いです。また、台風の接近する時期ですので、防災の備えも再確認頂きたいと存じます。

秋の気配とともに協会活動も活発化してきています。今月号のトップに掲載しました処理法に関する協会意見は、数年間に渡り、法制度検討委員会で議論を重ねた内容の集大成です。このように協会の各活動はその時限りのものではなく、将来を見据えたものです。特に経済環境が国際的にまたがっている現在においては、旧来の経験だけでは先行きを見通すことが

い。通常は、日々、業務開始から終了までを原単位に年中続く。そして、その間、いくつもの原因と結果の因果関係のもと、勝敗(成果)となって可視化できるようになってくる。

そこには、野球のチームプレイと同様、組織としての役割分担が発生することになる。紹介した天声人語の記事の左上欄に「折々のことば」というのがあり、結構目に留める読者も多いと聞いている。たまたま野球記事と同じ日のものを紹介する。「『これはあなたの仕事。私の仕事ではない』と言ってはばかりぬ組織は脆い。だれの仕事でもないが、だれかがそっとやっておかなければならぬ仕事が、じつは全体を支えている。どこかに油断はないか? だれかにしわ寄せが行っていないか? そんなふうに全体を案じる人がいるか否かが、組織の帰趨を決める。」

少し前から、事務局では、「事務局職員業務心得」として、「報告、連絡、相談、確認、謙虚、協力、連携」という七文字を掲げている。

事務局職員全員が「全体を案じる人」であることは筆者が誰よりも一番わかっているつもりだ。「筆者業務心得」と読み替えてやっていくしかない。

(横手)

困難となってきています。業界の発展に向けて、視野を広げることが肝要かと想います。

事務局から正会員各社に対して実績報告の写しの提供をお願いしています。これは、皆様の要望を協会が実現化するためにどうしても協力頂きたいとの想いから、お願いしたものです。どうか、ご協力頂きたいと存じます。

食欲の秋の到来です。四季を通じて食卓の彩が最も華やかな時期となります。どうか、酷暑の中で酷使した体に優しい食べ物を良く噛んで補給して下さい。最近、食育の話があまり出ていませんが、関連する情報は数多の雑誌、書籍に掲載されています。どうか、実践してみて下さい。

(乙頬)

とうきょうさんぱい 2015 第301号

発行人 高橋俊美
企画・編集 広報委員会
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13

柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

E-mail; info@tosankyo.or.jp

印刷 印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F

TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方で下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与えたいたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます